

## 台湾向け日本産食品の原産地証明書の発行について

大阪商工会議所 国際部

平素は本所の各種貿易証明をご利用頂き、誠にありがとうございます。  
さて、今般の台湾における日本産食品への輸入規制に対し、日本商工会議所が台北駐日経済文化代表処に確認しましたところ、「**原産地証明書の第 6 欄に都道府県名を記載していれば、現地税関で有効と認められる可能性が高い**」との情報が得られました。そこで、大阪商工会議所では特例として下記のとおり対応いたしますので、台湾向けに食品を輸出されます方は、必要に応じて書類をご準備ください。

## 記

## 1. 本所にて取得可能な証明書

## ① 第 6 欄「Remarks」を利用した日本原産地証明書

日本原産地証明書の第 6 欄「Remarks」に、「商品の生産地（都道府県名）」を記載下さい。但し、第 6 欄「Remarks」に記載の内容は必ず典拠インボイスにも同様の記載があること、さらに、下記追加書類のうち 1 つ以上をご提出下さい。

## ● 第 6 欄「Remarks」への記入例

Place of Manufacture:

(1) Grapes: Osaka

(2) Oranges: Wakayama

## ● 必要な追加書類： いずれか 1 つ以上。 photocopy 可

- ① 製造証明書（消費者庁等への届出書やメーカー等が作成するもの）
- ② 食品衛生法上の営業許可証
- ③ 農協／漁協発行の出荷表（産地が分かるもの）
- ④ メーカー、組合等からの出荷明細書／納品書（産地が分かるもの）
- ⑤ 誓約書（別紙 1）

## ② サイン証明書による輸出者宣誓書

輸出業者（申請者）のレターヘッドで、商品の生産地を証明する書類を作成いただき、大阪商工会議所はその書類の作成者署名に対してサイン証明いたします。

なお、書式は自由としておりますが、記載例として**別紙 2**をご参照ください。

注)「サイン証明」は書類に記載のサインに対しての証明であり、大阪商工会議所はその内容まで証明しておりません。

**③輸出者宣誓文 ”Shipper’s Statement” 付記（第7欄）による日本原産地証明書**

日本原産地証明書の第7欄に” Shipper’ s Statement”（輸出者宣誓文）と記載の上、それに続き「商品の生産地（都道府県名）」を記載下さい。

但し、” Shipper’ s Statement” の内容は必ず典拠インボイスなど添付書類で確認しておりますので、その根拠書類にも同様の記載があることが必須です。万一、インボイスに記載できない場合は、他の書類（メーカーの出荷明細書など）をあわせてご提出下さい。

（第7欄記入例）

(1) Grapes 100kg

(2) Oranges 200kg

“Shipper’s Statement”

Place of Manufacture:

(1) Grapes: Osaka

(2) Oranges: Wakayama

2. 注意点

※今回の対応は、台湾向けに日本を原産地とする食品の輸出のみが対象です。

※本書類の有効性については台湾側現地税関が最終的に判断することとなります。

よって、これをもって台湾税関での円滑・簡易な通関を保証するものではありません。

以上

## 台湾向け日本産食品に関する誓約書

大阪商工会議所 御中

台湾向け日本産食品の原産地証明書の発給申請に際し、私は、申請企業代表者として、若しくは代表者から権限を付与された署名者として、

1. 下記に示す内容が真実かつ正確であることを保証します。
2. 貴所より追加説明（資料）の要請があった場合は即時に応じます。
3. 貴所の判断により、本申請が却下される場合があることを了解します。
4. 下記に示す内容を裏付ける書類を社内で少なくとも3年間保管します。
5. 本誓約書記載内容に起因若しくは関連して疑義や紛争等が生じた場合、その一切の責任を負うことを誓約します。
6. 本証明事案につき、貴所が経済的損失を含め裁判上、裁判外の被害を受けた場合、その損害及び関連する損失等について、一切の弁済と費用補填及び貴所からの求償に対し無条件に応じます。

誓約者：

(登録署名) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(日付) \_\_\_\_\_

(申請企業) \_\_\_\_\_

(貿易証明登録番号) \_\_\_\_\_

記

## 1. 本件輸出取引について：

(1) 日本で発行するインボイス

NO. : \_\_\_\_\_ 日付 : \_\_\_\_\_

(2) 輸送経路 (日本⇒台湾)

積地 (港又は空港)		船名／便名	
揚地 (地名)		出航日 (予定日)	
経由地 (港名)		経由後の 船名／便名	

&lt; 以下、裏面に続く &gt;

## 2. 対象産品

(注1) 記載欄不足の場合は、別紙に同様の記載欄を各自作成の上、本誓約書に添付して下さい。

(注2) 空欄には斜線を引いて下さい。

### 産品①

産品名 (英文)	
生産地 (都道府県名)	
仕入元	

### 産品②

産品名 (英文)	
生産地 (都道府県名)	
仕入元	

### 産品③

産品名 (英文)	
生産地 (都道府県名)	
仕入元	

### 産品④

産品名 (英文)	
生産地 (都道府県名)	
仕入元	

### 産品⑤

産品名 (英文)	
生産地 (都道府県名)	
仕入元	

## 3. その他、本件に関する重要説明事項

--

(申請者のレターヘッド)

赤字 = 記入例

申請者のレターヘッドを使用

Date: **Month, Date, 2015**

## Certificate of Production Place

書類の作成日  
インボイス日付以

We hereby certify that the following products were produced in **Hyogo and Okayama** prefecture.

産地の都道府県名

Invoice No. (インボイス番号)

Shipping Date: (船積み日)

Shipping per: (船名、航空便名)

Shipping from **Kobe** (積地港), Japan to **Keelung** (荷揚港), Taiwan

Products, Quantity, and Production Place:

<u>Products</u>	<u>Quantity</u>	<u>Production place</u>
<b>Peaches</b>	<b>10kg/box, 50 boxes</b>	<b>Okayama prefecture</b>
<b>Carrots</b>	<b>10kg/box, 20 boxes</b>	<b>Okayama prefecture</b>
<b>Sweet potatoes</b>	<b>20kg/box, 30boxes</b>	<b>Hyogo prefecture</b>
<b>Japanese radishes</b>	<b>10kg/box, 20boxes</b>	<b>Okayama prefecture</b>
製品名	数量・重量	都道府県名

(申請者 英文社名)

(申請者サイン: 本所に登録のあるサイン)

(申請者英文氏名)

(申請者英文役職)

商工会議所使用欄。

申請者は空白で申請

(レターヘッドの底辺から10cm以上空けて下さい)